



# 島根県報

平成30年3月9日（金）

第2,986号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(地 域 福 祉 課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 がい 福 祉 課)	2
公衆浴場入浴料金の統制額の指定の一部改正	(薬 事 衛 生 課)	2
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	(畜 産 課)	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	(       "       )	4
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	5
指定施業要件の変更予定保安林（4件）	(       "       )	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	(砂 防 課)	9
建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部改正	(建 築 住 宅 課)	10

### 【公 告】

平成29年度島根県准看護師試験の合格者	(医 療 政 策 課)	10
都市計画事業の認可	(都 市 計 画 課)	11

### 【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		11
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		12

### 【人委告示】

平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施		12
-------------------------------	--	----

### 【正 誤】

平成30年2月20日付け島根県報第2,981号中	(土 木 総 務 課)	16
--------------------------	-------------	----

## 告 示

### 島根県告示第117号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の部を削る。

### 島根県告示第118号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
国村 大樹	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	平成30年2月28日
朴 美仙	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年2月28日

### 島根県告示第119号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成17年島根県告示第935号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「その他の公衆浴場」の次に「（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項の規定により保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）」を加える。

### 島根県告示第120号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検	1 奥出雲町（旧仁多町の区域に限る。）、雲南市（旧吉田村及び旧	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において当該

		<p>必要と認める牛</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1 から 3 までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>掛合町の区域に限る。)、大田市(旧温泉津町の区域に限る。)</p> <p>2 安来市(旧安来市の区域に限る。)、海士町、奥出雲町(旧仁多町の区域に限る。)、雲南市(旧吉田村及び旧掛合町の区域に限る。)、大田市(旧温泉津町及び旧仁摩町の区域に限る。)及び津和野町</p> <p>3 から 6 まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	<p>家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条の規定に該当する場合を除く。)	エライザ法	県下全域	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
結核病検査	結核病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法とする。	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	

アイノウイル ス感染症検査	牛のアイノウ ルス感染症の 発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認 める牛	血清学的検査	県下全域
イバラキ病 検査	牛のイバラキ 病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認 める牛	血清学的検査	県下全域
牛流行熱 検査	牛の牛流行熱 の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認 める牛	血清学的検査	県下全域
伝達性海綿 状脳症検査	めん羊及び山 羊の伝達性海 綿状脳症の発 生状況及び動 向把握	家畜保健衛生所長が必要と認 めるめん羊及 び山羊	ウエスタンブ ロット法	県下全域
豚コレラ 検査	豚の豚コレラ の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認 める豚	血清学的検査	県下全域
オーエスキ ー病検査	豚のオーエスキ ー病の発生予 防	家畜保健衛生所長が必要と認 める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸 器障害症候群 (PRRS) 検査	豚の豚繁殖・呼 吸器障害症候 群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認 める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎 検査	豚の流行性脳 炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認 める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッ スル病検査	家きんのニュー カッスル病の 発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認 める家きん	ウイルス分離 検査又は血清 学的検査	県下全域
高病原性鳥 インフルエン ザ及び低病原 性鳥インフル エンザ検査	家きんの高病原 性鳥インフル エンザ及び低 病原性鳥イン フルエンザの 発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認 める家きん	ウイルス分離 検査又は血清 学的検査	県下全域
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病 の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が 必要と認めるもの	肉眼的検査又 は細菌学的検 査	県下全域

島根県告示第121号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 3 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 <sup>そ</sup> 予防注射	牛の炭疽 <sup>そ</sup> の発生	家畜防疫員が必要と認める	皮下注射法	県下全域	平成30年 4 月 1 日から平

	予防	牛			成31年3月31日までの間 において当該家畜の所在 地を管轄する家畜保健衛 生所長が指定する日
--	----	---	--	--	--

**島根県告示第122号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市大森町字責倉谷イ1336、イ1338
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第123号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市温泉津町小浜字林西堂イ848-3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第124号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市三隅町井川109、110、113、223、224、226、227、233
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市三隅町井川109（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市三隅町井川49、52、178から180まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第125号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市三隅町芦谷860-1、862-1、862-2、862-4、863、864、865、865-1、865-2、865内3、1867、1867内1、1868-2、1938内4、1938内13、1938内14、1939-1、1939-13、1939-16、2050-3から2050-6まで、2050-8、2356内1、2356-82、2356-113

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町芦谷862-2、862-4、863、1867、1938内4、1938内13、1938内14、2356内1、1867内1・1939-1・1939-13・2356-82・2356-113（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町芦谷291-2、751、1146、1146-1、2098内1、2098-2、2098-3、2104-1、2142、2142-2、2142内1、2222-1、2345-3、2345-7、2345-8、2346、2348内1、2348-4、2348-5

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第126号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田276-3、471、472-5、472-7、474内1、1767-1、1768-2、1863、1913-1から1913-3まで、2208、2209-1、2210

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町向野田471、472-5、472-7、474内1、1913-1から1913-3まで、1863・2208・2209-1

(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田262-7、262-8、457、459、460、463から465まで、465-1、465続2、466、466-1、467、468、475-1、1760-8、1902-2、1904、1905、1905内1、1906-1、1907から1909まで、1909-1、1909内1、1909内2、1910、1914、2212-1、2304-1、2373-1、2373-5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 島根県告示第127号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町東平原587、588、910、912-1から912-4まで、1233、1234-1、1235、1236-1、1237から1239まで、1244、1245、1247、1271-1、1490、1491-2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町東平原1238（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

---

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第128号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 黒松第7自治会
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市黒松町642番	1号
〃 1060番1	2号及び3号
〃 259番4	4号から6号まで
〃 1060番2	7号
〃 363番1	8号
〃 363番内2地先道	9号
〃 1061番2地先道	10号
〃 1061番3	11号
〃 636番	12号
〃 637番	13号
〃 641番甲	14号

### 島根県告示第129号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 東郷
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津12番13	1号及び15号から17号まで
〃 12番8	2号
隠岐郡隠岐の島町東郷小田3番	3号
隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津11番1	4号及び5号
隠岐郡隠岐の島町東郷小田5番1	6号

隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津5番	7号、10号及び11号
” 3番2	8号
” 3番1地先道路敷	9号
” 10番	12号
” 6番5地先道路敷	13号
” 9番	14号

### 島根県告示第130号

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成20年島根県告示第933号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1の項中「卒業した者」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を、「卒業後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後）」を加え、同項の表中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同表の注の(1)中「昭和31年文部省令第28号」の次に「又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」を加え、同表の注の(2)中「昭和50年文部省令第21号」の次に「又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）」を加える。

2の項及び3の項の表中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

7の項中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「建築士法第2条第5項」に改める。

## 公 告

平成29年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

〈受験番号〉

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013
0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026
0027	0028	0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039
0040	0041	0042	0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052
0053	0054	0055	0056	0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065
0066	0067	0068	0072	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082
0083	0084	0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092			

〈平成29年度島根県准看護師試験において採点除外等の取扱いをした問題について〉

問題番号：問24

採点上の取扱い：正解肢が複数あるため、すべての選択肢を正解として採点した。

〈平成29年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

問題全150問について1問1点とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点 90点以上/150点

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成30年中国地方整備局告示第18号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成30年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・13号松江熊野線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 島根県松江市南田町、東本町三丁目、東本町四丁目、伊勢宮町字伊勢宮及び和多見町地内

(2) 使用の部分 島根県松江市南田町、東本町三丁目、東本町四丁目、伊勢宮町字伊勢宮及び和多見町地内

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第1号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、1日、半日（始業の時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの期間（始業の時刻から終業の時刻までの間に休憩時間が複数回ある場合にあっては、人事委員会が別に定める期間）をいう。以下同じ。）又は1時間を単位として与えるものとする。

第6条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は前項の規定により換算された半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数を日に換算する場合」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第3条第16号」を「第3条の表第16号」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 半日を単位として与えられた年次有給休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。

第6条第3項中「第3条第11号」を「第3条の表第11号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第6条、第7条第1項及び第11条第2号並びにこの規則第3条の表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに条例第11条第2号並びにこの規則第3条の表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第2号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、1日、半日（始業の時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの期間（始業の時刻から終業の時刻までの間に休憩時間が複数回ある場合にあっては、人事委員会が別に定める期間）をいう。以下同じ。）又は1時間を単位として与えるものとする。

第6条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は前項の規定により換算された半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数を日に換算する場合」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第3条第16号」を「第3条の表第16号」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 半日を単位として与えられた年次有給休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。

第6条第3項中「第3条第11号」を「第3条の表第11号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第7条、第8条第1項及び第11条第2号並びにこの規則第3条の表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに条例第11条第2号並びにこの規則第3条の表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）を次のとおり実施する。

平成30年3月9日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成30年3月12日（月）から同年4月20日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月18日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分		採用予定人員	職 務 内 容
10月採用	男性	12名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
	女性	3名	
4月採用	男性	25名	
	女性	5名	
武道		1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

- (注) 1 採用予定人員は、変更する場合がある。  
 2 採用時期は、原則として、採用区分が「10月採用」の場合は平成30年10月1日、「4月採用」及び「武道」の場合は平成31年4月1日とする。  
 3 採用区分「10月採用」、「4月採用」、「武道」は、受験資格を満たせば併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が複数の区分で合格対象者となった場合は、以下の①から順に判断し、合格対象となった区分以外は合格の対象としない。  
 ①「武道」 ②「10月採用」 ③「4月採用」

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分		年齢・学歴・資格等
10月採用	男性	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成30年9月30日までに卒業する見込みの者
	女性	
4月採用	男性	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの者
	女性	
武道		次のア及びイに該当する者 ア 平成4年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1	平成30年5月13日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又はサンラポーむらくも	平成30年5月29日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、

次 試 験	試験時間	(松江市殿町)	合格者に通知する。
	9:30~17:00(予定)	浜 田 市 (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	平成30年6月17日(日) ~6月21日(木)のうち 指定する日	松 江 市 (松江市内中原町) ※試験場は、変更する場 合がある。	7月上旬に県庁前掲示板及び島根県人事 委員会事務局ホームページに合格者の受 験番号を掲示するほか、合格者に通知す る。
	採用区分「武道」の専門実技試験は平成30年6月16日(土)に松 江市で実施する。		

## 5 試験の種目及び内容

## (1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上
	柔道 初段以上(講道館認定)	
剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)		
情報処理	情報処理技術者試験(経済産業省認定の国家試験)の合格	

確認方法	<p>対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。</p> <p>次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。</p> <p>ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合</p> <p>イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合</p>
------	--

## (2) 武道

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	<p>警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
第2次試験	専門実技試験 (300点)	<p>警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験</p> <p>①課題技を与える基本技能</p> <p>②試験補助員との試合形式による実践的技能</p>
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

## (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

#### 8 給与

初任給は、平成30年4月1日現在、大学卒22歳で月額206,349円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

## 正 誤

平成30年2月20日付け島根県報第2,981号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から7	島根県知事許可（特-29）第8630号	島根県知事許可（般-29）第8630号